

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (13)

目 次

# 企業局関係

規 程

○田形泉企業同組織規程の一部を以上する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程	4
○山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程	5
告 示	
○昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の	
(七) の 切り	_

# 企業局関係

規 程

#### 山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

## 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。 第11条の見出しを「(局長)」に改め、同条第1項中「及び参事」を削り、同条第3項を削る。 第13条第2項中「、主査」を「、主査、副主任」に改め、同条第3項の表中

ı	主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を 
[	主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	1
	副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	に改め、同条第4項中「及び主事

(職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認 並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。)」を「、主査及び主事」に、「者」を「者(職 員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並び に支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。)」に改める。

第14条中「及び発電所の建設」を削る。

1

山形県企業局村山 山形県企業局村山 事務所 電気水道事務所 山形県企業局最上 山形県企業局最上 事務所 電気水道事務所 山形県企業局置賜 山形県企業局置賜 第15条の表中 に改める。 を 電気水道事務所 事務所 山形県企業局鶴岡 山形県企業局鶴岡 事務所 電気水道事務所 山形県企業局酒田 山形県企業局酒田 事務所 水道事務所

第16条第1号中「村山事務所及び鶴岡事務所」を「村山電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改め、同条第2号中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改め、同条第3号を削り、同条中第4号を第3号とし、同条第5号中「村山事務所及び鶴岡事務所」を「村山電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とする。

山形県企業局村山 事務所 山形県企業局最上 事務所 山形県企業局置賜 事務所 山形県企業局鶴岡 事務所 山形県企業局鶴岡 山形県企業局村山電気水道事務所 山形県企業局最上電気水道事務所 山形県企業局置賜電気水道事務所 山形県企業局鶴岡電気水道事務所 山形県企業局鶴岡電気水道事務所 山形県企業局酒田 水道事務所

に改め、同表係・担当名の欄中「、整備担当」

を削る。

第18条第1号中「村山事務所及び鶴岡事務所」を「村山電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改め、同条第2号イ中「村山事務所及び鶴岡事務所」を「村山電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改め、同号ロ及びハ中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に改め、同号中ホをニとし、へをホとし、トをへとする。

第19条第2項中「主任主査」を「主任主査、副主任」に改める。

# 附 則

(施行期日)

第17条の表中

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
  - (山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)
- 2 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように 改正する。

第2条の3第1項の表本局の項中「局参事」を削り、同表事業所の項中「村山事務所及び鶴岡事務所」を「村山電気水道事務所及び鶴岡電気水道事務所」に改める。

第5条の3第1項第1号中「村山事務所木川ダム管理所」を「村山電気水道事務所木川ダム管理所」に改め、 同項第2号中「村山事務所朝日川第一発電所」を「村山電気水道事務所朝日川第一発電所」に改める。

第9条の2第1項及び第3項中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改める。

別表8級の項中「又は局参事」を削る。

(山形県企業局被服貸与規程の一部改正)

- 3 山形県企業局被服貸与規程(昭和29年12月県電気事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。 別表第2第2項の表中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改める。
  - (山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正)
- 4 山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第2号中「鶴岡事務所」を「鶴岡電気水道事務所」に、「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に

改め、同項第3号中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改め、同項第4号中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に改め、同項第5号中「置賜事務所」を「置賜電気水道事務所」に改め、同項第6号中「最上事務所」を「最上電気水道事務所」に改める。

第2条の2第1項第1号中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に改め、同項第2号中「鶴岡事務所」を「鶴岡電気水道事務所」に改め、同項第3号中「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改め、同項第4号中「置賜事務所」を「置賜電気水道事務所」に改める。

(山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部改正)

5 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程 (昭和44年6月県企業管理規程第5号) の一部を次のように 改正する。

第2条第1項中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に改める。

(山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部改正)

6 山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程(昭和44年7月県企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「とし、企業局長にも事故があるとき又は企業局長も欠けたときは、企業局参事の職にある職員」を削る。

(山形県企業局事務委任規程の一部改正)

7 山形県企業局事務委任規程(昭和46年4月県企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「最上事務所長、置賜事務所長及び酒田事務所長」を「最上電気水道事務所長、置賜電気水道事務所長及び酒田水道事務所長」に改める。

(山形県企業局宿泊施設管理規程の一部改正)

8 山形県企業局宿泊施設管理規程(昭和46年4月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条、第5条第2項、第6条第2項、第9条、第11条及び第12条中「村山事務所長」を「村山電気水道事務 所長」に改める。

(山形県企業局職員審査会規程の一部改正)

9 山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「参事及び」を削る。

(山形県企業局安全衛生委員会規程の一部改正)

10 山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「、参事」を削る。

(山形県企業局職員の駐在制度に関する規程の一部改正)

11 山形県企業局職員の駐在制度に関する規程(昭和59年4月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に改める。

(山形県企業局文書管理規程の一部改正)

12 山形県企業局文書管理規程 (平成10年3月県企業管理規程第2号) の一部を次のように改正する。 別表2事業所の項の表を次のように改める。

事業所名	記号
山形県企業局村山電気水道事務所	企村電水
山形県企業局最上電気水道事務所	企最電水
山形県企業局置賜電気水道事務所	企置電水
山形県企業局鶴岡電気水道事務所	企鶴電水
山形県企業局酒田水道事務所	企 酒 水

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成23年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

#### 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項中「主務課長が、主務課長に事故があるときは、」 を削る。

第8条中「参事、」を削る。

別表第1人事・服務の項第1項中「、参事」を削り、同表財産管理の項中

4 行政財産の目 的外使用許可に 関すること(更 新の場合に限 る。)。		0	を 
4 行政資産の目 的外使用許可に 関すること。	0	○ (更新の 場合に限	
		る。)	に改め、同表財務の項第10項中
5 行政資産の目 的外使用の使用 料の減免に関す ること。	0	○ (更新の 場合に限 る。)	(こ以の)、回衣州伤の境界10場中

「及び県民ゴルフ場」を「、県民ゴルフ場及び緑町会館」に改め、同表財務の項第12項第16号中

Γ.						
ı	ハ その他の	1件の予	1件の予	1件の予	1件の予	
	事務の委託	定金額が	定金額が	定金額が	定金額が	
	に係るもの	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	を
		円を超え	円以内の	円以内の	円以内の	
		るもの	もの	もの	もの	

ハ 発電施設				0	
管理業務					
ニ その他の	1件の予	1件の予	1件の予	1件の予	
事務の委託	定金額が	定金額が	定金額が	定金額が	
に係るもの	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	
	円を超え	円以内の	円以内の	円以内の	
	るもの	もの	もの	もの	

に改める。

別表第2公営事業課の項中

山形県企業局発電所	1 別に定めるものを除	1 第13条の規定による年
管理規程に関するこ	き、発電所の管理につ	間作業停止予定表の承認
と。	いての承認又は指示に	に関すること。
	関すること。	

を

山形県企業局発電所 1 別に定めるものを除 1 第6条の規定による管 管理規程に関するこ き、発電所の管理につ 理細則の承認に関するこ いての承認又は指示に に改め、同項山形県企業局工業 2 第13条の規定による年 関すること。 間作業停止予定表の承認 に関すること。

用水道管理規程に関すること。の項課長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第6条の規定による管理細則の承認に関すること。

別表第2公営事業課の項山形県企業局水道用水管理規程に関すること。の項課長専決事項の欄に次の1項を加え

1 第6条の規定による管理細則の承認に関すること。

別表第3の備考中「村山事務所長及び鶴岡事務所長」を「村山電気水道事務所長及び鶴岡電気水道事務所長」に 改める。

別表第4中

村山事務所長及び鶴岡事務 所長

最上事務所長、置賜事務所 | を | 最上電気水道事務所長、置 | に改める。 長及び酒田事務所長

村山電気水道事務所長及び 鶴岡電気水道事務所長

賜電気水道事務所長及び酒 田水道事務所長

附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第8号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成23年4月1日

> 山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

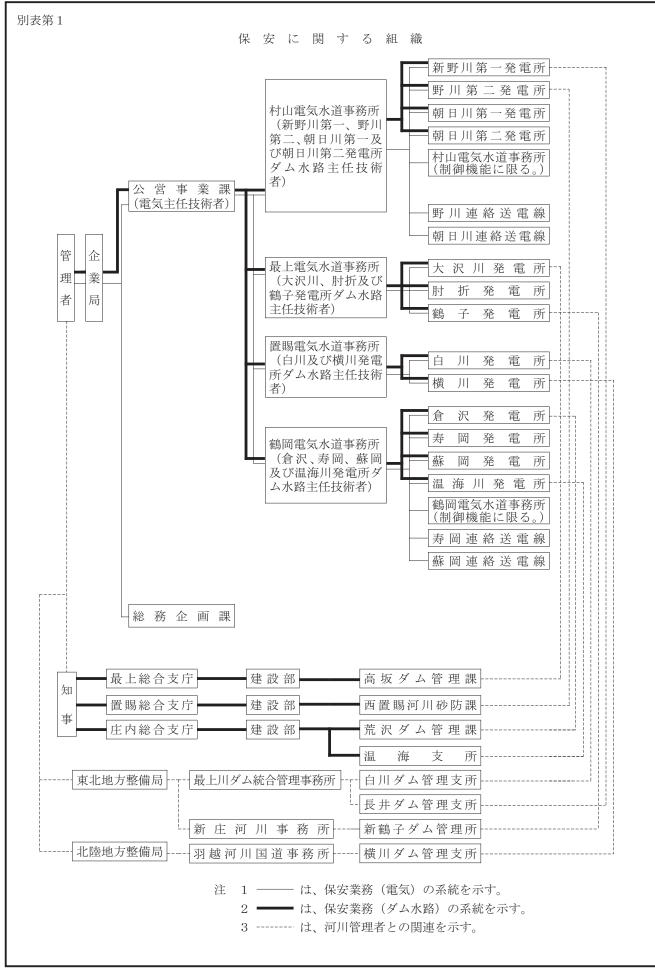
#### 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正 する。

第6条第2項第1号の表本局公営事業課の項中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に、「鶴岡事務所」を 「鶴岡電気水道事務所」に改め、同項第2号の表中

	] [		
村山事務所		村山電気水道事務所	
最上事務所		最上電気水道事務所	)
	を		に改める
置賜事務所		置賜電気水道事務所	
	1		
鶴岡事務所		鶴岡電気水道事務所	
	<u>'</u> ]		']

第15条第4項中「巡視及び」を「巡視、点検及び」に改める。 第24条中「防塵、防錆」を「防塵、防錆」に改める。 別表第1を次のように改める。



別表第2中

村山事務所、最上 事務所、置賜事務 を 所及び鶴岡事務所

村山電気水道事務所、最上電気 水道事務所、置賜電気水道事務 所及び鶴岡電気水道事務所

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

### 山形県企業告示第1号

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

山形県企業管理者 髙 橋 邦 芳

1 出納取扱金融機関の表中「村山事務所」を「村山電気水道事務所」に、「置賜事務所」を「置賜電気水道事務所」に、「鶴岡事務所」を「鶴岡電気水道事務所」に、「最上事務所」を「最上電気水道事務所」に、「酒田事務所」を「酒田水道事務所」に改める。